

大学構内における交通事故防止措置要項の一部改正について

改正理由：交通環境整備費の取扱いの改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(平成19年3月28日 財務委員会 審議承認)

改 正	現 行
<p>大学構内における交通事故防止措置要項 (趣旨)</p> <p>第1 この要項は、<u>本学（附属学校を含む。）の構内における交通事故を防止し、人命の安全と環境保全の確保について定めるものとする。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(入出門・自動車通行制限)</p> <p>第4 <u>小金井地区構内に自動車が入出する際は、原則として教職員は正門又は北門を、学生等は北門を使用すること。なお、北門の自動車通行は、休日を除き午前8時から午後8時までとする。</u></p> <p><u>2 小金井地区以外の地区の構内に自動車が入出する際は、地区ごとに自動車の通行を認めている門を使用すること。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(自動車乗入禁止区域及び駐車容認区域)</p> <p>第6 <u>小金井地区の自動車の乗入禁止区域及び駐車容認区域を別図のとおり定める。(構内通行)</u></p> <p>第7 <u>構内に自動車が入出する際は、小金井地区については守衛所前で、小金井地区以外の地区については門の前で必ず一旦停止し、構内の通行は、制限速度（時速20km以下）を厳守すること。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(入構証の提示)</p> <p>第9 <u>入構証は、守衛を配置している地区については、入構の際に守衛に提示し、入構中は車外から確認できる状態にしておくこと。</u></p> <p>(臨時入構証の交付)</p> <p>第10 <u>入構証を所持していない者が自動車が入構しようとするときは、前日に交付部局において、臨時入構証発行許可書（別紙様式1）の交付を受け、守衛を配置している地区については、同許可書を添付の上、守衛所で臨時入構証の交付を</u></p>	<p>大学構内における交通事故防止措置要項 (趣旨)</p> <p>第1 この要項は、<u>東京学芸大学小金井地区構内における交通事故を防止し、人命の安全と環境保全の確保について定めるものとする。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(入出門・自動車通行制限)</p> <p>第4 構内に自動車が入出する門は、原則として教職員は正門又は北門を、学生等は北門を使用すること。 北門の自動車通行は、休日を除き午前8時から午後8時までとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(自動車乗入禁止区域及び駐車容認区域)</p> <p>第6 自動車の乗入禁止区域及び駐車容認区域を別図のとおり定める。 (構内通行)</p> <p>第7 構内に自動車が入出する際は、<u>守衛所前で必ず一旦停止し</u>、構内の通行は、制限速度（時速20km以下）を厳守すること。</p> <p>[省略]</p> <p>(入構証の提示)</p> <p>第9 入構証は、入構の際に守衛に提示し、入構中は車外から確認できる状態にしておくこと。</p> <p>(臨時入構証の交付)</p> <p>第10 入構証を所持していない者が自動車が入構しようとするときは、前日に交付部局において、臨時入構証発行許可書（別紙様式1）の交付を受け、同許可書を添付の上、守衛所で臨時入構証の交付を受けること。</p>

受けること。

[省略]

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

[省略]